

賃貸住宅管理業者登録制度（国土交通省告示）の概要

1 登録規程

2条 賃貸住宅管理業とは、管理事務を業として行うものをいい、管理事務とは以下の**基幹事務**を含むもの。

A 受託管理型（貸主の委託を受けて管理）

B サブリース型（転貸の場合の貸主として管理）

基幹事務とは以下のいずれかの事務をいう。

①家賃、敷金等の受領事務

②契約更新事務 ③契約終了事務

3-5条 登録の手続き（有効期間5年）

6条 登録を拒否する場合（過去に抹消歴有等）

7条 実務経験者等の設置

8条 標識の掲示

9条 毎年度の業務等状況の報告

10-11条 変更届、廃業届の手続き

12条 業務改善の指導、助言、勧告

13-15条 登録の抹消手続き、公告

16条 登録簿等の閲覧

17条 業務処理準則の遵守

18条 権限委任（登録に関する事務は地方整備局等で実施）

2 業務処理準則

2条 従業者証明書の携帯

3条 断定的判断、重要事項不告知、不正行為の禁止

4条 誇大広告の禁止

5-6条 貸主に対する重要事項説明、書面交付

7条 借主に対する書面交付

8-9条 貸主に対する重要事項説明、書面交付

10-11条 借主に対する重要事項説明、書面交付

12条 契約更新時の書面交付

13条 契約終了時の敷金精算額を書面交付(説明)

14条 再委託(基幹事務の一括再委託の禁止)

15条 賃貸借契約に基づかない金銭受領の通知

16条 財産の分別管理

17条 管理事務の定期報告

18条 借主に対する管理事務終了時の通知

19条 帳簿の作成、保存

20条 書類(業務等状況の報告)の閲覧

21条 秘密の保持

22条 従業者の研修